

二十五億五千一百万円、初年度が二十億四千一百万円、しかし御存じのように予算は二十億でありましたので、少し足がはみ出ますが、これは次年度に繰延べられることになろうかと思ひます。

この点も補正予算のときに補正していただくことになろうかと思ひます。さらに十六線をやりまして、總計において總額三百九十六億二千九百万円、初年度におきまして四十七億二千九百万円を要するということになつておりますので、答申案といたしましては、第四に

ありますように、二及び三によつて着手した路線については、次年度以降経済速度をもつてその工事を継続し得るよう予算措置を講ずべきである。要は初年度だけ予算措置を講じて、次年度以降少くも着手した線も休まなければならぬ、普通の経済的速度をもつて工事を継続し得る予算を十分考慮すべきであるという趣旨の御答申をいただいたわけでございます。

なおさらに二つの建議をされることになつたわけでございます。その建議もお手元にお配りしてございますが、これは国会におきまして、数次にわたり衆参両院において決議されました趣旨と大体同意でございますが、一応読ましていただきます。

新日本の経済的復興と人口問題対策としては国土の有効利用、国内資源の開発を図らなければならぬ。

このために第一に必要なものは、鉄道新線の建設であり、これに対する国民の要望もまた極めて熾烈である。

政府においても昭和二十七年年度日

本国有鉄道予算に新線建設費として二十億四角を計上したのであるが、此の程度金額をもつては到底右の目的を達し、国民の要望に充てることが出来ない。

故に、日本国有鉄道新線建設費の増額方につき至急特段の対策を講ぜられたい。

これは鉄道敷設法に基きまして、鉄道建設審議会は関係各大臣に對しまして建議をすることができると規定がございまして、これに基いて総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、安本総裁に建議をするということになつたわけでございます。もう一つの建議がござい

左の營業休止線については予算の補正により速やかに營業を再開せられたい。

これは御存じのように戦争中撤去いたしました、今日なお復活いたしてない線でございます。他にも撤去した線はございますが、復活した線もございまして、私鉄をもつてかわつた線もございまして、この線は、少くとも新線建設が始まる段階になりましたので、復活すべきであるという趣旨でございますが、あいにく本年度とれております二十億をもつては、新線建設に該當いたしませんので、予算を使いかねますので、予算の補正が行われますときには、この復活に充當し得るような趣旨をもつて予算の補正をとつて、ただちにこれに着手するようにというわけで、この建議がいたされたわけでございます。この三線復活に對し

ます経費が、合計十一億七千五百万円でございます。

以上申し述べましたのが、今回鉄道建設審議会において決定されたところでございます。この答申を運輸大臣は受けるわけでございまして、實際の問題になります。国有鉄道總裁が国有鉄道法に基きまして、新線建設の認可を申請して参る段取りになるわけでございます。その際には政府から命令するといふようなことを必要といたしまして、国鉄總裁もこのメンバーの一人でございますし、建設審議会の意のあるところを尊重いたしまして、十一線について、新線建設の許可申請が出て参る予定でございます。そうしますとただちに運輸大臣が認可をいたしまして工事に着手する、こういう段取りに相なるわけでございまして、以上簡単にございまして、説明を終ります。

○岡田(五)委員 くだいたの説明に對して質疑があれば、これを許します。

○岡田(五)委員 ごく簡単にことを三三お尋ね申し上げたいのであります。この御決定になりました十一線は、大体全部いわゆる未成線でございますか。道床ができ、路盤ができ、おる線なのでございまして、それとも新たに初めから道床その他の建設工事を始められる線なのでございまして、もしさうな、どの線が未成線である、どの線がこれから初めから着工する線であるというところがわかつておりますれば、お知らせ願ひたい。

○荒木政府委員 これは全部未成線でございます。今同様に着手するものではございません。その線路のできぐあいは御存じのようにいろいろ違ひまして、もう路盤がほとんど完成して

るものもございまして、その程度がさう進んでいないものもございまして、全然着手しない線ではないわけであり

ます。

○岡田(五)委員 第三の「左の十六線

(北から順次列挙)は年度内予算の補正により速やかに建設に着手するを適當と認める。」と書いてありまして一、二、三と順番が出ておりますが、この書き方から見ますと、補正予算のわくによつて、必ずしも上からの順番でラインを引くようにも解釈できないので、この十六線をやるのであれば、さらに二十七億程度の補正予算が要するようでありまして、たとへば二十億か十五億の補正予算しか獲得できなかった、こういう場合には、あらためてこの十六線のうちからさらに着手線を選びになる予定でありますか、その辺のところをお聞かせ願ひたい。

○荒木政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、この十六線をやりま

すために、初年度に要します経費が四十七億二千九百万円でございます。四十七億二千九百万円の補正予算がとれますれば、この全部に着手する。なお補正予算といたしましては、先ほど申し上げました營業休止線も着手しなければならぬと思ひますので、さらにその分が六億八千八百万円ということになるわけでありまして、五十億を突破いたしますので、運輸省並びに國鉄においては、それが全部補正予算において計上されることに極力努力することには相なつておりますが、国家財政の見地からそれだけの予算がとれなかつたという場合におきましては、その予算に

応じまして、この十六線の中から、さらに建設審議会において慎重研究され

ました結果、着手順位が決定されることを思ひます。

○岡田(五)委員 今の荒木政府委員の説明を聞いておりますと、ちよつと數字が間違つてゐるのじやないかと思ひます。補正予算がさらに三十億とれば、大体残りの十六線ができるのではないかとこのことではございまして、要するに今の十一線と十六線を合計して、私はこの表にありますが、四十七億二千九百万円になる、この点をお間違ひになつてゐるようには思ひますが、これはよけいなことでありますから、よしておきます。

もう一つお尋ね申し上げたいのは、

建議案の第二に、札沼線、白樺線、魚沼線、これは營業休止線だから補正予算をとつてやりたい、こういうことになつておりますが、これは建設費ではなしに、改良費というふうなものでやれないものでしょうか、その辺のところをお聞かせ願ひたい。

○荒木政府委員 岡田委員の申され

した通り、先ほどの數字は間違つてお

りまして、四十七億二千九百万円とい

は、今度とれております二十億を含ん

で四十七億二千九百万円、さらに六億八

千八百万円の營業休止線が加わる、こ

ういうことでございまして、訂正いた

す。

金では足りてこれにまわし得ないのでございませう。予算を御説明申し上げますときに、四百十六億という金は非常に少ない金で、大臣もここで多分申し上げたと思いますが、八百億ないし一千億を必要とする、こういうふうな相なっておりますので、現在の予算からこれに充當するということはできませんので、補正予算でぜひこれを追加いたしまして、これに着手する、こういうことになるわけでございます。現在におきまして、改良費ということをやさしく申しませんので、いわゆる工事費をもつて充當するという形になると思ひますけれども、新線建設とそ

う実質的に連わらない面もございませうで、私の考えでは、補正予算が出されまう場合には、三十億なら三十億、その中に新線建設費とこう書いて、括弧して、戦時中の撤去線の復活の経費を含むというふうに補正をしていただいたらよいのではないかと、こういうふうな考へておるわけでございます。

○岡田(五)委員 もう一つ非常にこまかくて申訳ないのでありますが、このたび御決定になりました十一線の工事費二十二億四千百万円の中に、いわゆる車両費というものが含まれておるのでございませうか、それとも土工関係の費用だけでございませうか、その辺のところを明らかにしていただきたいと思ひます。

○荒木政府委員 この中には車両費も含まれておるわけでございます。だからこれに對しまして、ネットの工事費に對しまして九・七％の車両費と七・一％の総係費、これの含まれた額がこ

の二十二億何がしというところになつておるわけでございます。

○岡田(五)委員 それでは今後建設費に關するいろいろな経費の計数の中には、いわゆる総係費及び車両費というものも含んでおるものと考えてよいのでありませうか。

○荒木政府委員 さようでございます。

○坪内委員 二、三点お尋ねいたしましたと思ひます。私どもの手元に配付された鉄道建設審議会の答申のことにつきまして、すでにこれは運輸大臣がその答申を受けまして、ただいまお話がございました十一線につきましては決定を見たのであります。その点を伺ひたい。

○荒木政府委員 答申としては決定したわけでございますが、実際の工事に着手いたしますのについては、先ほど申し上げましたように国鉄建設法に基きまして、国鉄總裁が新線建設の認可を申請して来るわけでございます。その認可申請は、おそらく問題なく十一線について認可申請をして来ると思ひます。それについてただちに認可を與えまして工事に着手する、こういう段取りになるわけでございます。

○坪内委員 その点につきまして岡田君よりいろいろと御質問があつたと思ひますが、その答申について、運輸大臣が答申通りに大体決定することになるのか、あるいはまた大臣の方の考へで、他に何か計画した線があるのか、その点についてひとつ大臣からお答へ願ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 ただいままでどういふお話がありましたか存じませせんけれども、今のお尋ねについてお答へ申

し上げたいと思ひますが、国鉄總裁の方から認可申請があれば、この十一線のうちならばただちに運輸大臣限りで認可するということにしたいと思つております。それは鉄道建設法の明文に示されてありますごとく、国鉄總裁から運輸大臣へ認可申請があつた場合に、認可せんとするときは鉄道建設審議会の諮問に付して、しかる上に認可の措置をとるということに相なつておるのであります。しかし先般の審議会の事情で、この十一線ならば諮問の手続を省いて、ただちに認可することにしたいという了解は得ておるのであります。実は北海道、東北方面は非常に早く多岐参りまして、工事ははなはだ不都合でありますので、一日も早く工事に着手する必要があると思つてあります。十一線全部についてあらゆるデータがそろつた上で一括して申請をせずに、早くできたものから申請をしてもらいたい。特に北海道、東北方面はなるべく早く準備を整えて、認可申請をしてもらいたいということを要求いたしましたのであります。要はすでに年度開始後若干の期日が経過いたしておりますし、できる限り有効に工事をやりたいという考へで、ただいまのようなことを申し送つておる次第であります。

○坪内委員 それではこの十一線は、大体そつちの事情のもとに国鉄関係からいろいろの申請があり、いよいよ事業に着手するということになりますと、ほほいつごろから始まるのかということが第一点と、第二点におきましては、これも岡田委員から御質問があつたと思ひますが、二十七年年度の年度内にこの十一線の新線建設事業

は完全に終るのでありませうかどうか、その点もあわせて伺ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 十一線全部についていつから工事を始めるかという御質問であります。これはちよつと明確な御返事をしかねるのであります。国鉄の意向が察知できますとただちに準備に着手いたしておるのであります。現地で工事事務所を開設して、いよいよ工事に着手するのにはなお若干の時日、おそらく一箇月ぐらゐを要するのではないかと考へておるのであります。そういうことを仮定しますと、

北海道のごときは、本年度の工事期間というものはきつめて短かいものに相なります。それで特に北海道、東北に對しては、急いで工事に着手するやういふことを実は勧めておる次第であります。

それから本年度限りで仕上がるというものは、江崎線だけはほとんど本年に完成いたすのであります。土木は本年度限りで仕上がるのであります。工事費二億七千万円のうち、二億三千百万円は本年度の工事費であります。来年度の三千九百万円というものは、これはもつぱら車両費であります。工事としては本年度に完成するはずであります。この江崎線を除きまして、あととはみな三年以上を要しますが、特に紀勢線、赤松線、これに五箇年を要することに相なつております。そして大糸線と日田線が三年間、あとの五線が二年間で仕上がる。江崎線はただいま申し述べた通りであります。

○坪内委員 ただいま工事のこれから

の見通しについてお話がございましたが、今日日本は國際的にも非常に微妙な經濟情勢下にあるし、また朝鮮動亂その他の事情におきまして、資材その他についていろいろと將來榮耀を許さないような情勢下にありますが、そういう關係におきまして、資材の面につきましては支障なくこれが確保できて、工事に支障がないような見通しであるかどうか、この点も伺ひたいと思ひます。

○荒木政府委員 資材の關係は幸ひにして、この程度の新線建設であります。と、全然心配なくやれる予定であります。

○坪内委員 同僚岡田委員からも御質問があつたと思ひますが、現在計画しておる路線に對しまして、あるいは將來新線の建設といふことにつきまして積極的に促進して行くことにつきまして、問題は財源といふことにならうかと思ひますが、近き將來に補正予算といふことになりまうと、その点につきましては大蔵省ともある程度の折衝を續けておるのであるかどうか、先般來新線建設の財源につきましては、運輸省なりあるいは国鉄側の腰が砕けて、大蔵省關係に意見が浸透しなかつたといふようなことも事実あつたのであります。そういう点につきましてはどの程度に折衝しておるのかということをお尋ねいたします。

さらにもう一点は、新聞紙上等におきまして、將來の新線建設につきましては、いわゆる鉄道建設債券といふやうなものでも考へておるのだといふことが出ておりますが、この点ほどの程度に話が進んでおるのか、この点も

あわせて伺いたいと思います。

○村上海務大臣 今御質問の各点につきまして、はつきりとお答えすることは遺憾ながらできない段階にあるのであります。実はすでに政府委員からお聞きくださったと思いますが、十六線の建設にいたしましても、また三本の休止線の復元につきましても、それぞれ緊急に財政措置をとつて、適切な措置をとるようという建議がありまして、この建議はひとり運輸大臣に對してのみならず、総理大臣、大蔵大臣に對しての建議であるのであります。自然これらの点につきましては、それ／＼公文書をもつて発送いたしておる次第であります。なお口頭をもちまして、とにかくこの財源の捻出についての措置を種々話し合つておるような次第でありまして、今鉄道公債によるべきか、あるいはまた他の方策によるべきか、一般財政からの借入れによるべきかという点につきましても、補正予算において、それまでは方針を確定して予算措置をとりたいというぐあいに考へておる次第であります。もちろんこの資金の捻出措置につきましても、ひとりたゞいま問題になつております建設費のみならず、いつか本席でお聞き願ひましたごとく、取替工事費で今日手遅れになつておる分だけでも二千億に近い、千八百七十五億円でいふものがあるものであります。そのために国鉄は非常な痛みを持つて運営いたしておる次第であります。また一方におきまして電化その他の改良工事も相当な金額を要求してある次第であります。これらの点につきまして、大体今手遅れしている危険防止の車両の若返

り、また諸施設の若返りをやり、同時に電化その他の改良工事をするつもりで、五年間にやるつもりもおそらく年々五百億くらいを別途に考へなければならぬと思つておる次第であります。これらの工事費をいかにして調達するかというところは、運輸大臣として実は日夕頭を去らない問題でありまして、なるべくすみやかに具体的案を立てて、また皆さんの御賛成をお願いし、同時に御協力をお願いすることにしたと思つておる次第であります。

○坪内委員 ただいま大臣より新線建設のいろいろの關係におきまして、憂慮してくだつておるお話がございまして、了承いたすのでございしますが、この十一線については二十七年の公布予算二十億でまかなう、あとの十六線は近き将来における補正予算ですみやかにこれを建設したいという構想のようでございますが、すでに運輸大臣としてあるいは国鉄側として、全国各地からこの新線建設のいろいろの要望があることは御承知の通りでございますが、そのうち十二線と将来この補正予算を組むとかがいふようなこと、あるいは十一線、十六線の建設を促進して行く、いわゆる新たな計画に基く新線についてこれを完成させるために、他の線は考慮されないような状態になるのではないかと考へますが、そういうのは運輸省に請願、陳情されている新線については、どういふ考へでお進みになるのか、御参考までに大体の御構想をお聞かせ願ひたいと思つております。

○村上海務大臣 すでに政府委員から説明をお聞き取りくださいましたと思

います。二十七年で二十億の建設費をもつて着工する建設線が十一線、この第一年度の所要金額が二十二億四千万円に相なつております。もちろん二十億しかないものでありますから、二億四千万円次年度にまわるはずであります。かく考へますと、次年度の所要額は四十八億五千万円に相なるのであります。初年度に二十億で十一本の工事に着工しますと、この十一本の二十八年度の工事費は、四十八億五千万円に相なる次第であります。さらにた

だいま申し述べます通り、この十六線を全部補正予算で着工するためには、二十五億の金を初年度に要する次第であります。そして次年度は七十五億という金額に相なるのであります。これは全部補正予算で着工することとはできないことではないかと実は考へておるものであります。建設審議会の議場における論議の趣旨にみましても、これを全部着工するということはおそろくできないという意見が相当あつたのであります。要するに補正予算で十億ふえるか十二億ふえるか、その認められる金額いかんによつて、さらにこの十六線の中から建設審議会に御審議を願つて、ピツク・アップを願ひたいと考へておるのであります。幸い二十五億認められれば、十六線全部着工することができるようであります。これは来年度に百億以上の建設費をもつてかからなければ、これだけの着工はできません。おそろくその見通しを持つことは至難であらうかと思ひますが、このうちの一部分を着工することに相なるのじやないかと思ひます。さらに多分十六線以外の線についてどうなるのかというお尋ねのように私拜承

したのであります。もしそういう意味であります。今の十一本だけで申しまして、二十七年で二十億のものが四十八億で、倍以上の金額を来年度は要する次第であります。従つてこのうちの一部分が工事完成するようにしなければ、別個の新線を着工することとは非常に困難ではないかと考へられる次第であります。そのときの財源いかんによるのであります。

○坪内委員 荒本政府委員にお尋ねをしまして、さらに大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。ただいま大臣より予算關係につきまして御説明がございまして、財源のことにつきましては、申すまでもなく相当慎重に基本的な態度をとつて進まなければならぬと思ひます。そこで全国各地からそれ／＼の特殊事情あるいは特殊性を強調されて、新線建設の要望があると思ひますが、そういういた全国の要望をいれると、現在あなたの方に來ておる關係において、概算どのくらいの予算になるのか、大まかなところを御説明願ひたい。

○荒本政府委員 予定線に載つておるものが約百五十線ございします。それから予定線に載つておりませんが、予定線に追加してもらいたいという路線で、国会で請願が採択されたものが、二月ごろ調べたところでは六十六線ございします。その後採択されたものがございします。その後に採択されたものがございします。現在百七十線に相なつておるかと思ひます。それらについては現在予算の計算はいたしておりません。ただ未成線四十八線の分については、どれだけの経費がかかるかというところは一応計算しております。ただ六十六線の分につきましては、ただ地

図の上に出ておるだけでございまして、技術的にも非常に困難な、ほとんど不可能な線に對しまして、予算の年度割をつけるという段階まで調査ができていない次第であります。

○坪内委員 ただいまの御説明中の四十八線については、大体計画を立てられて予算が出ておりますか。それを大まかに分けてこうですか……。

○荒本政府委員 一応個々の線で数字を出しておりません。集計いたします。○坪内委員 そこで大臣にお尋ねいたしますが、ただいま予算關係につきまして大体のお話を承りましたが、ただちに二十七年の予算に計画をする十一線、あるいは将来補正予算で補ひまして着手しようという十六線の問題にいたしましても、大臣のお話の通り相当莫大な予算がかかる。さらに年々歳々百億くらいの予算を持たなければ、現在考へておるような線について着手ができないような状態であるといふようなことを承つた。そこでさらにまた例の予定線といふものは百五十線ある。さらに予定線以外の追加のものが七十線ばかりあるといふようなお話になつて参ります。この財源をどうするかといふことにつきましては、私が申し上げるまでもなくこれは相当大問題である。そこでただいま政府が考へておられるように、これは一般財源あるいは補正予算に上らぬのだといふようなことになりまして、たいへんな問題ではないかと思ひます。従つて予算、財源の關係の問題を今後どうするかということが、大きな問題の一つであらうと思ひます。先ほど私お尋ねいたしました、法律的

にそういった措置が講ぜられておると
ころの財源の問題を、どういふ点に持
つて行くかという点について、ある
程度の基本的態度なり、方針なり、
構想を持たなければ、将来どういつた
いふ／＼な新線建設の財源について
は、まづたたく行詰まつて来るのじや
ないかという点も考えられま
すので、運輸大臣といたしましてこの
問題をどういふふうに出置して行く御
見解を持っておられるか。その点をこ
の際参考までに承つておきたいと思
います。

○村上周六 建設線といひましたし
ては、ただいま政府委員が申し述べま
したごとく、非常に莫大なる線がある
のであります。今の十一線と十六線
と、この二十七線だけでもその工事費
の総額は三百九十六億、約四百億に相
なるのであります。十一線の総額が百
二十五億五千万、十六線の総額が二
百七十億八千万という金額になるの
であります。合計約四百億ほどになる
のであります。もちろんこれらの線は、
今までのすでに土工をやつたりしてお
る線が多いのであります。それでもな
おかつこれだけの金額に相なる次第で
あります。今政府委員が別々に申しま
したけれども、四十九線を加えまし
て予定線が百九十九線、それに諸願線
がおそらく七十線くらいあるだろうと
思います。そうすると大体二百七十線
ほどあるものであります。これらの線の
延長が今のくらしいになるかわかりま
せんが、大体一キロ当り六千万圓くら
いを要するのであります。その金額は
おそらく兆という単位に相なると思
うのであります。鉄道建設の要請はすこ
ぶる熾烈なるものがあることは承知い

たしておりますが、この熾烈なる要望
を完全に満たすといふことは、なかな
か至難のことだと思ふのであります。
これはどうしても資源開発またその他
の、多分お聞きくだつたと思ひます
が、建設線選定の四つの基準が最初審
議会できめられたのであります。こ
ういふ見地から見まして、必要なもの
から取上げて工事を進めて行くよりし
かたがないのじやないかと実は考へて
いる次第であります。しかし半面にお
いてできる限り財源を捻出すること
によつて、国民の興望をいれるのだと
思ふのであります。財源の捻出に最
善を盡さねばならぬといふことをしみ
じみ痛感してゐる次第であります。

○坪内委員 これはなかなかたいへん
な問題でございまして、簡単に結論は
出ないと思ひますが、申すまでもなく
終戦後初めて日本がこういつた新線の
予算を計上して発足をするといふよう
な段階になつておられますので、国民全
般にわたつたりもそれ／＼の特殊性
を強調して、この新線建設の要望が強
いことは御承知の通りでございませ
う。将来十分さういふ点に心を配ら
れて、御努力をお願いしたいと思
ひます。

そこで最後にもう一点お尋ねいた
しますが、われ／＼に與えられた資料
に、十一線から順位がずつとついてお
ります。十六線でもさうであります
が、これは便宜上の順位か、それとも
工事着手上の順序であるのかどうか、
ちよつと政府委員にお尋ねいたしま
す。

○熊本府委員 先ほど御質問のござ
いました四十八線をやるのに、どれだ

けの金がかかるかという御質問にお答
えいたします。これは概算で申し上げ
るわけでございまして、車両費等を入
れまして四十八線が約一千億かかるの
であります。

それから今お尋ねになりました並べ
てある順番は、いろ／＼順に並べても
いいわけではございまして、ABC順に並
べてもいいわけではございまして、従来
のいろ／＼な例にならぬように、北か
ら南へ並べたわけではございまして、先
に書いてあるのが点数が高いとか何と
かいつたような意味合いではございま
せん。

○岡田(五)委員 ちよつと大臣がおい
でになつておるので、一問だけお尋ね
申し上げたいと思ひます。先ほど来お
話がありましたように、敷設法の別表に
あげられております予定線と称するも
のが約二百線ばかりあるようでありま
す。このたび幸ひにしてそのうち十一
線が着手され、また予算の模様によつ
ては十六線着手されるというやうなこ
とでございしますが、なお百数十線が残
つてゐる。これらの予定線は私から申
し上げるまでもなく大臣よく御承知の
やうに、明治以来の経済事情あるいは
その当時の国防というか、軍事的な見
地からというか、その他のいろ／＼政
治的な事情から行きてゐる。これがき
められたと思ふのであります。ところが
終戦後、明治以来の経済事情と相当
かわつた面もありまして、経済の基幹
たる交通網の整理というものもまた終
戦後の新たな国際情勢、国内情勢及
び経済情勢をもととして見直さなけれ
ばならない、こういうやうなことから
いたしまして、敷設法の別表、すなわ
ち予定線の再検討ということが問題に

なると思ふのであります。なおあわせ
て、先ほど来政府委員からお話があり
ましたように、予定線外のもので、第
一国会以来諸願で採択されたものが六
十線もある。これは敷設法の別表に上
つておりません。これがそのまま、言
葉は悪いのでありますが、未調査、未
整理、未審査という状態に置かれてお
ります。しかもまた最近のいろ／＼な
政治情勢から行きてゐる、すぐ着手は
必要としないが、予定線に入れてもら
いたい、調査してもらいたいという政
治的な地方的な要望も、これ熾烈をき
わめております。かような事情を比較
勘案せられて、鉄道審議会に對し
まして敷設法の別表の変更を御諮問な
さる御意図がありますかどうかといふ
ことをお尋ね申し上げたいことと、そ
れから終戦後の新憲法に基きますれ
ば、われ／＼議員は議員立法として、
法律の修正も改正もできるわけであり
ます。われ／＼議員が議員提出法案と
して、敷設法の別表一部改正法律案を
提出することもこれまた可能でありま
して、かような措置に出る場合、政
府当局といたしましてはどういうお心
持であるか。かようなことを聞くのは
どうかと思ひますが、歓迎せられるか
歓迎せられないか、その辺のところを
お聞かせ願つておきますれば、私たち
の動き方もこれあることと存じますの
で、ちよつとよい機会でありますか
ら、簡単にけつこうであります。お
答え願ひたい。

○村上周六 別表が最後に変更せ
られましたのが昭和十七年でありまし
て、爾來手を触れていないのでありま
す。その後情勢の変化、特に経済的客
観情勢の変化といふものも相当ありま

す。またお示しの通り当時は軍事的に
必要な路線として、予定線に掲せら
れておるものもあつたのであります。
なお別表に上げられておらない線が多
数の諸願があり、また事実客観情勢の
変化によつて、今提起されておる予定
線以上に、すみやかに建設を要するとい
う路線もあると考へるのであります。
予定線を再検討するといふことは、
自然鉄道審議会におきまして論議
せられておるのであります。鉄道審
議会におきましては、引續いて予定線
である敷設法別表の再検討はするとし
やうが、私の見るところでは予定線に
一旦掲げてあるものを抹消するといふこ
とは、ほとんどできないのじやないか
と思ひます。ただこれに追加するとい
う路線は、相当多数に上るのではない
かと考へておる次第であります。今国
会立法といふお話でありましたが、な
るべくならば鉄道審議会の議に御一任
願うことが望ましい、露骨に申せばさ
ういふふうにと考へておる次第でありま
す。

○岡村委員 次に航空法案及び日本
国とアメリカ合衆国との間の安全保障
條約に基づく行政協定の実施に伴う航空
法の特例に関する法律案を一括議題と
し、政府より提案理由の説明を求めま
す。村上周六大臣。

航空法案
航空法
目次
第一章 總則(第一條—第二條)
第二章 登録(第三條—第九條)
第三章 航空機の安全性(第十
條—第二十一條)

第四章 航空従事者(第二十二條—第三十六條)

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設(第三十七條—第五十六條)

第六章 航空機の運航(第五十七條—第九十九條)

第七章 航空運送事業等(第一百條—第一百五條)

第八章 外国航空機(第一百二十六條—第三十一條)

第九章 罰則(第三十二條—第三十七條)

第十章 罰則(第三十八條—第六十二條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、国際民間航空條約の規定並びに同條約の附屬書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全を図るための方法を定め、及び航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航(航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む)、航空機の操縦の練習を除く。及び整備又は改造をした航空機について行う第十

九條に規定する確證をいう。

3 この法律において「航空従事者」とは、第二十二條第一項の航空従事者技能証明を受けた者をいう。

4 この法律において「航空保安施設」とは、雷波、燈光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行く航空機の離陸(離水を含む。以下同じ)又は着陸(着水を含む。以下同じ)の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル(計器飛行の用に供する着陸帯にあつては六百メートル)の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

7 この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ運輸省令で定める角度を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

8 この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として運輸省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

9 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺又は着陸帯の

長辺に接続し、外側上方に水平面に対し七分の一の角度を有する平面であつて、水平表面との交線に至るまでのものをいう。

10 この法律において「航空燈火」とは、燈光により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、運輸省令で定めるものをいう。

11 この法律において「航空交通管制区」とは、航空路における地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

12 この法律において「航空交通管制圏」とは、公共の用に供する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために航空庁長官が指定するものをいう。

13 この法律において「有視界飛行状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して運輸省令で定める視界上良好な気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行状態」とは、有視界飛行状態以外の気象状態をいう。

15 この法律において「計器飛行」とは、航空機外の物象を見て、これに依存することなく、計器にのみ依存して行う飛行をいう。

16 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

17 この法律において「定期航空運送事業」とは、一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日

時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

18 この法律において「不定期航空運送事業」とは、定期航空運送事業以外の航空運送事業をいう。

19 この法律において「航空使用事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の諸負を行う事業をいう。

第二章 登録

(国籍の取得)

第三條 航空機は、この章で定めるところにより航空庁長官の行う登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

(登録の要件)

第四條 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体

四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

五 外国の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

(登録事項)

第五條 登録は、航空機の所有者の申請により航空機登録簿に左に掲げる事項を記載し、且つ、登録記号を定め、これを航空機登録簿に記載することによつて行う。

一 航空機の型式

二

三

四

五

六

七

二 航空機の製造者

三 航空機の番号

四 航空機の定置場

五 所有者の氏名又は名称及び住所

六 登録の年月日及び登録番号

(登録証明書の交付)

第六條 航空庁長官は、登録をしたときは、申請者に対し、航空機登録証明書を交付しなければならない。

(登録の変更)

第七條 登録を受けた航空機(以下「登録航空機」という。)につき第五條第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、次條第一項の規定により登録のまつ消を申請しなければならない場合を除くの外、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に航空庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 航空庁長官は、前項の届出があつたときは、航空機登録簿にその変更に係る事項を記載しなければならない。

(登録のまつ消)

第八條 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、登録のまつ消を申請しなければならない。

一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体(整備、改造、搬送又は保管のためにする解体を除く。)をしたとき。

二 登録航空機の存在が三箇月上不明になつたとき。

三 登録航空機が第四條の規定に

より登録することができないものとされたとき。

2 前項の場合において、登録航空機の所有者が登録のまつ消を申請しないときは、航空庁長官は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 航空庁長官は、前項の催告をした場合において、登録航空機の所有者が正当な理由がないのに登録のまつ消を申請しないときは、登録をまつ消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(命令への委任)

第九條 航空機登録簿の記載、登録の申請の手続、航空機登録証明書の様式並びに交付、再交付及び返納その他の登録に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第三章 航空機の安全性

(航空証明)

第十條 航空庁長官は、申請により、航空機について航空証明を行う。

2 前項の航空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

3 航空証明は、その航空機の用途、速度、最大離陸重量、最大着陸重量、重心位置及び発動機運用限界を指定して行う。

4 航空庁長官は、第一項の申請があつたときは、当該航空機の強度、構造及び性能が、運輸省令で定める安定性を確保するための技術上の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認める

ときは、航空証明をしなければならない。但し、第十二條第一項の型式証明を受けた型式の航空機又は輸入した航空機その他の政令で定める航空機にあつては、設計又は生産過程について検査の一部を行わないことができる。

5 航空証明は、申請者に航空証明書を交付することによつて行う。

6 第四項の検査のうち、製造過程について行うものは、航空庁長官が当該航空機の製造を行う工場が当該航空機の製造を行う工場の従業員であつて政令で定めるもの又は通商産業大臣が運輸大臣に協議して指定する通商産業省の職員に行わせるものとする。

7 航空庁長官は、前項の検査について当該通商産業省の職員を指揮監督することが出来る。

第十一條 航空機は、前條第一項の航空証明を受けたものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(型式証明)

第十二條 航空庁長官は、申請により、航空機の型式の設計について型式証明を行う。

2 航空庁長官は、前項の申請があつたときは、その申請に係る型式の航空機がその強度、構造及び性能について第十條第四項の基準に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 航空庁長官は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ通商

産業大臣の意見をきかなければならない。

第十三條 型式証明を受けた者は、当該型式の航空機の設計の変更をしようとするときは、航空庁長官の承認を受けなければならない。第十條第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた型式の航空機が同項の基準に適合しなくなつたときも同様である。

2 航空庁長官は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十條第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

3 前條第四項の規定は、航空庁長官が前項の承認をしようとする場合に準用する。

(航空証明の有効期間)

第十四條 航空証明の有効期間は、一年(運輸省令で定める飛行時間について定める型式の航空機にあつては、一年を経過する時又は当該総飛行時間の飛行を行った時までのうちいずれか先に到達する時までの期間)とする。

2 航空庁長官は、第十條第四項の検査の結果、当該航空機が前項の期間を経過しない前に第十條第四項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、前項の有効期間を短縮することができる。

(航空証明の失効)

第十五條 登録航空機の航空証明は、航空機の登録がまつ消された場合には、その効力を失う。

(修理改造検査)

第十六條 航空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について運輸省令で定める範囲の修理又は改造(次條の予備品証明を受けた予備品を用いてする修理を除く)をする場合には、その計画及び実施について、航空庁長官の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 航空庁長官は、前項の検査の結果、当該航空機が第十條第四項の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 第一項の検査のうち、航空機製造工場において修理過程及び改造過程について行うものについては、第十條第六項及び第七項の規定を準用する。

(予備品証明)

第十七條 航空証明のある航空機の使用者は、当該航空機の用に供するための発動機、プロペラその他運輸省令で定める安全性の確保のため重要な整備品について、航空庁長官の予備品証明を受けることができる。

2 航空庁長官は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該整備品がその強度、構造及び性能について第十條第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。

3 前項の検査のうち、製造過程について行うものについては、第十條第六項及び第七項の規定を準用する。但し、同一品に対する第二

回以後のものについては、この限りでない。

4 予備品証明には、運輸省令で定める区分に従い、有効期間を附することが出来る。

(発動機等の整備)

第十八條 航空証明のある航空機の使用者は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他運輸省令で定める安全性の確保のため重要な整備品を運輸省令で定める期間をこえて使用する方法には、運輸省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

(航空機の整備又は改造)

第十九條 航空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について整備(運輸省令で定める軽微な保守を除く)又は改造をした場合には、当該航空機が第十條第四項の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十六條第一項の規定により航空庁長官の検査を受けなければならない場合は、この限りでない。

(指定無線通信機器)

第二十條 運輸省令で定める無線通信機器(以下「指定無線通信機器」という。)であつて航空機に装備するものは、航空庁長官の検査を受け、これに合格したものでなければ、使用してはならない。検査を受け、これに合格した後、運輸省令で定める期間を経過したものについても同様である。

2 航空庁長官は、当該指定無線通信機器が、運輸省令で定める技術

上の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

(命令への委任)

第二十一條 航空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他航空証明、型式証明、第十六條第一項の検査、予備品証明及び前條第一項又は第二項の検査の実施細目は、運輸省令で定める。

第四章 航空従事者

(航空従事者技能証明及び航空機乗組員免許)

第二十二條 航空庁長官は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明以下「技能証明」といふものを行ふ。

2 航空庁長官は、申請により、航空機に乗り組んで航空業務を行おうとする者について、技能証明の外、航空機乗組員免許を行ふ。

(技能証明書)

第二十三條 技能証明は、申請者に航空従事者技能証明書(以下「技能証明書」といふ)を交付することによつて行ふ。

(資格)

第二十四條 技能証明は、左に掲げる資格別に行ふ。

- 定期運送用操縦士
- 上級事業用操縦士
- 事業用操縦士
- 自家用操縦士
- 一等航空士
- 二等航空士
- 航空機関士
- 一等航空通信士
- 二等航空通信士

- 三等航空通信士
- 一等航空整備士
- 二等航空整備士
- 三等航空整備士
- 航空工場整備士

(技能証明の限定)

第二十五條 航空庁長官は、前條の定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は三等航空整備士の資格についての技能証明につき、運輸省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定を定めるものとする。

2 航空庁長官は、前項の技能証明につき、運輸省令で定めるところにより、航空機の等級又は型式についての限定を定めることができる。

3 航空庁長官は、前條の航空工場整備士の資格についての技能証明につき、運輸省令で定めるところにより、従事することが出来る業務の種類(機体関係、発動機関係、プロペラ関係、計器関係又は電気関係の別)についての限定を定めることができる。

(申請資格)

第二十六條 技能証明は、第二十四條に掲げる資格別及び前條第一項の規定による航空機の種類別に運輸省令で定める年齢及び飛行経歴その他の経歴を有する者でなければ、申請することができない。

2 一等航空通信士、二等航空通信士又は三等航空通信士の資格についての技能証明は、前項の規定による外、運輸省令で定める電波法

(昭和二十五年法律第三十一号)第四十條の資格について同法第四十一條の免許を受けた者でなければ、申請することができない。

(欠格事由等)

第二十七條 第三十條第一項の規定により技能証明の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者は、技能証明の申請をすることができない。

2 航空庁長官は、第二十九條第一項の試験に關し、不正の行為があつた者について、二年以内の期間に限り技能証明の申請を受理しないことができる。

(業務範囲)

第二十八條 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明(航空機に乗り組んでその運航を行ふ者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び航空機乗組員免許)を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。

2 第二十五條の規定によりその技能証明について限定をされた航空従事者は、その限定をされた種類、等級若しくは型式の航空機又は業務の種類についてでなければ、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。

3 前二項の規定は、運輸省令で定める航空機に乗り組んでその操縦(航空機に乗り組んで行うその機体及び発動機の取扱を含む。以下同じ)を行ふ者及び航空庁長官の許可を受けて、試験飛行等のため新しい種類、等級又は型式の航空機

に乗り組んでその運航を行ふ者については、適用しない。

(試験の実施)

第二十九條 航空庁長官は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、試験を行わなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

4 航空庁長官は、外国政府の授與した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行う場合には、前三項の規定にかかわらず、運輸省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。

(技能証明の取消等)

第三十條 航空庁長官は、航空従事者が左の各号の一に該当するとき、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反したとき。

二 航空従事者としての職務を行うに當り、非行又は重大な過失があつたとき。

2 航空庁長官は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際

しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が與えられなければならない。

(航空機乗組員免許)

第三十一條 第二十二條第二項の航空機乗組員免許は、第二十四條に掲げる資格(一等航空整備士、二等航空整備士、三等航空整備士及び航空工場整備士の資格を除く)別に於て行ふ。

2 航空機乗組員免許は、申請者に航空免状を交付することによつて行ふ。

第三十二條 航空庁長官は、航空機乗組員免許の申請があつた場合には、申請者が前條第一項の資格別に運輸省令で定める身体検査基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する者については、航空機乗組員免許をしなければならない。

第三十三條 航空機乗組員免許の有効期間は、定期運送用操縦士及び上級事業用操縦士の資格に係るものにあつては六箇月、その他の資格に係るものにあつては一年とする。

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四條 事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を受けた者は、計器飛行の技能証明を受けなければ、運輸省令で定める航空機以外の航空機の計器飛行を行つてはならない。

2 航空機の操縦の教育の技能について、航空庁長官の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、定期運送用操縦士、上級事業用操縦

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設

士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格に係る技能証明を有しない者に對し、運輸省令で定める航空機の操縦の教育を行つてはならない。

3 第二十六條第一項、第二十七條、第二十九條及び第三十條の規定は、前二項の計器飛行証明又は操縦教育証明について準用する。

(航空機の操縦練習)

第三十五條 第二十八條の規定にかかわらず、航空庁長官の許可を受けた者は、技能証明及び航空機乗組員免許を受けなくても航空機の操縦の練習のために航空機に乗り組んでその操縦を行つてもよい。

2 航空庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、申請者が、航空機の操縦の練習を行うのに必要な能力を有すると認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の許可は、申請者に航空機操縦練習許可書を交付することによつて行ふ。

4 第三十條及び第六十七條第一項の規定は、第一項の許可を受けた者に準用する。

(命令への委任)

第三十六條 技能証明書、航空免状及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空機乗組員免許、計器飛行証明、操縦教育証明及び前條の許可に関する細目の事項並びに第二十九條第一項の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、運輸省令で定める。

第三十七條 航空庁長官は、航空機の航行に適する空中の通路を航空路として指定する。

2 前項の航空路の指定は、当該空域の位置及び範囲を告示することによつて行ふ。

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八條 航空庁長官以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 航空庁長官は、飛行場の設置の許可の申請があつたときは、飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを揭示しなければならない。

(申請の審査)

第三十九條 航空庁長官は、前條第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が運輸省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管理の計画が第四十七條第一項の技術上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該飛行場又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

2 航空庁長官は、飛行場の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該飛行場の設置に関し利害關係を有する者に当該飛行場の設置に関する意見を述べる機会を與えなければならない。

(公共用飛行場の告示等)

第四十條 航空庁長官は、公共の用に供する飛行場について設置の許可をしたときは、当該飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを揭示しなければならない。

(飛行場の工事の完成)

第四十一條 第三十八條第一項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者(以下「飛行場の設置者」という。)は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。但し、天災その他やむを得ない事由により工事完成の予定期日までに工事を完成することができない場合において航空庁長官の許可を受ける

ときは、許可に際し航空庁長官の指定する期日までに工事を完成しなければならない。

(完成検査)

第四十二條 飛行場の設置者又は第三十八條第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者(以下「航空保安施設の設置者」という。)は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく航空庁長官の検査を受けなければならない。

2 航空庁長官は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく供用開始の期日を定めて、これを航空庁長官に届け出なければならない。

4 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

(飛行場又は航空保安施設の變更)

第四十三條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について運輸省令で定める航空の安全のため特に重要な變更を加えようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

2 第三十八條第二項及び第三項、第三十九條、第四十條並びに前條の規定は、前項の場合に準用する。但し、第三十八條第三項、第三

十九條第二項及び第四十條の規定については、飛行場の範囲、進入表面又は転移表面に變更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四條 飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

2 航空庁長官は、前項の許可の申請があつたときは、当該飛行場の供用の休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなければならない。

3 第一項の供用の休止の許可には、期限を附することができ、第一項の規定による供用の休止の許可に係る飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を再開しようとするときは、航空庁長官の検査を受けなければならない。

5 第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の供用の再開の場合に準用する。

(飛行場又は航空保安施設の設置の告示)

第四十六條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が第四十二條第三項の届出をした場合は、航空

庁長官は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項を告示しなければならぬ。告示した事項に変更があつたとき、又は当該施設の供用の休止、再開若しくは廃止があつたときも同様である。

(飛行場又は航空保安施設の管理)
第四十七條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、運輸省令で定める技術上の基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 航空庁長官は、前項の飛行場又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(許可の取消)

第四十八條 航空庁長官は、左に掲げる場合には、飛行場又は航空保安施設の設置の許可を取り消すことができる。但し、第二号から第四号までの場合については、航空庁長官が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を前條第一項の技術上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限る。

一 正当の理由がないのに第三十八條第二項の申請書に記載した工事完成の予定期日(第四十一條但書の規定により許可を受け

た場合には、許可に際し指定された期日)までに工事を完成しないとき。

二 第四十二條第一項(第四十三條第二項において準用する場合を含む。)の検査の結果、当該施設が申請書に記載した設置又は変更の計画に適合していないと認めるとき。

三 第四十四條第五項又は第四十五條第二項において準用する第四十二條第一項の検査の結果、当該施設がこれらの申請に係る申請書に記載した計画に適合していないと認めるとき。

四 飛行場又は航空保安施設の管理が前條第一項の技術上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

(物件の制限等)

第四十九條 何人も、公共の用に供する飛行場について第四十條(第四十三條第二項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面又は転移表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面又は転移表面の上に出るに至つた植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 飛行場の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面又は転移表面の上に出るもの(同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面又は転移表面の上に出るに至つたものを含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面又は転移表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することとが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の條件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、運輸大臣が裁定する。

6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴においては、飛行場の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

第五十條 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更

によつて、進入表面又は転移表面の投影面と一致する土地(進入表面又は転移表面からの距離が十メートル未満のものに限る。)について前條第一項の規定による利益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前條第一項の規定による利益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同條第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3 前條第五項から第七項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(航空障害燈の設置)

第五十一條 飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、水平表面の上に出ている物件に航空障害燈を設置しなければならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空庁長官は、政令で定めるところにより、前項に規定する物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

3 前二項の物件の所有者又は占有者は、飛行場の設置者又は航空庁長官の行う航空障害燈の設置を拒むことができない。

4 第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、運輸

省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

(類似燈火の制限)

第五十二條 何人も、航空燈火の明り、ような知識を妨げ、又は航空燈火と誤認されるおそれがある燈火(以下「類似燈火」という。)を設置してはならない。

2 航空庁長官は、類似燈火の設置者に対し、期限を定めて当該燈火のしやへい、その他航空燈火の認識を妨げず、又は航空燈火と誤認されないようにするための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、類似燈火が航空燈火の設置の時に設置されている場合には、同項の措置に要する費用は、当該航空燈火の設置者が負担する。

(汚損行為等の禁止)

第五十三條 何人も、航空保安施設をよこし、損傷し、その他その機能をそこなうおそれのある行為をしてはならない。

(使用料等)

第五十四條 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料その他の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

2 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の使用料その他の使用の条件を定めたときは、遅滞なく航空庁長官に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

らない。これを変更したときも同様である。

(飛行場の設置者等の地位の承継)
第五十五條 この法律に基く飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者の地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が航空庁長官の許可を受けなければ、承継しない。

2 第三十九條第一項第四号の規定は、前項の許可をする場合に準用する。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた設置者の地位を承継すべき一人の相続人)は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 前項の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継したときは、遅滞なくその旨を航空庁長官に届け出なければならぬ。

(航空庁長官の行う飛行場等の設置又は管理)

第五十六條 航空庁長官は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九條第一項第一号及び第二号の基準に従つてこれを行ななければならない。

2 第三十八條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第四十九條、第五十條及び第五十一條第一項の規定は、航空庁長官

が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。

3 第四十七條第一項、第五十一條第四項(同條第一項の航空障害燈に係るものに限る。)及び第五十四條の規定は、航空庁長官が飛行場又は航空保安施設を管理する場合に準用する。

第六章 航空機の運航
(国籍等の表示)

第五十七條 航空機には、運輸省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければ、これを航空の用に供してはならない。

(航空日誌)
第五十八條 航空機の使用者は、運輸省令で定める様式の航空日誌を備えなければならない。

2 航空機の使用者は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく航空日誌に運輸省令で定める事項を記載しなければならない。

(航空機に備え付ける書類)

第五十九條 航空機(運輸省令で定める航空機を除く)には、左に掲げる書類を備え付けなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十一條但書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 航空機登録証明書
- 二 耐空証明書
- 三 航空日誌

(義務無線設備)
第六十條 航空機は、左に掲げる場合には、運輸省令で定める無線設備を設置しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

一 航空運送事業の用に供する場合(運輸省令で定める場合を除く。)

二 航空交通管制区又は航空交通管制圏で、計器飛行状態において飛行を行う場合

三 航空庁長官が告示する捜索又は救助が困難な区域を飛行する場合

(救急用具)
第六十一條 運輸省令で定める航空機には、落下傘、救命胴衣、非常信号燈その他の運輸省令で定める救急用具を装備しなければならない。これを航空の用に供してはならない。

(特別の飛行を行う場合の装置)
第六十二條 凍結防止装置、外気温度計、酸素吸入装置、航法計器その他の運輸省令で定める航空の安全のための特別の装置を装備する航空機でなければ、高高度飛行、雲中飛行その他の運輸省令で定める特別の飛行を行つてはならない。

(航空機の燃料)
第六十三條 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行状態の場合若しくは飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合においては、運輸省令で定める量の燃料

を携行しなければ、これを出発させてはならない。

(航空機の灯火)
第六十四條 航空機は、夜間(日没から日出までの間をいう。以下同じ)において航行し、若しくは水上にいて、泊し、又は夜間において使用される飛行場に停留する場合

には、運輸省令で定めるところによりこれを灯火で表示しなければならない。

(航空機に乗り組ませなければならない者)
第六十五條 航空機には、第二十八條の規定によりこれを操縦することができ航空従事者を乗り組ませなければならない。

2 左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前項の航空従事者の外、第二十八條の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
左の各号の一に該当する航空機 一 構造上、引込式降着装置又はフラップの操作其他航空機の操縦のために二人を要する航空機 二 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行状態において飛行するもの 三 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間をこえるもの	航空機の操縦
左の各号の一に該当する航空機 一 四基以上の発動機を有し、且つ、三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する航空機 二 構造上、操縦者(航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ)だけでは発動機及び機体の完全な取扱ができない航空機	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱(操縦装置の操作を除く)

第六十六條 左の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前條の航空従事者の外、第二十八條の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航 空 機	業 務
第六十條の規定により無線設備（運輸省令で定めるものを除く。）を設置しなければならない航空機	上欄に掲げる無線設備の操作
無着陸で五百五十メートル以上	航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

2 前項の規定にかかわらず、同項

同表の業務の欄に掲げるそれぞれの業務を他の航空従事者の業務を行う者が行うことによりその業務に支障を生ずることとならない場合は、同項に規定する航空従事者を乗り組ませなくてもよい。

（航空従事者の携帯する書類）

第六十七條 航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。

2 航空機乗組員（航空機に乗り組んでその運航に従事する航空従事者をいう。以下同じ。）は、その航空業務を行う場合には、技能証明書の外、航空免状を携帯しなければならない。

（乗務員の基準）

第六十八條 航空運送事業を経営する者は、運輸省令で定める基準に従つて作成する乗務員によるものでなければ、その使用する航空機の航空機乗組員を航空機の運航に従事させてはならない。

（最近の飛行経験）

第六十九條 航空機乗組員は、運輸省令で定めるところにより、一定の期間内における一定の飛行経験がないときは、航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事し、

又は計器飛行、夜間の飛行若しくは第三十四條第二項の操縦の教育を行つてはならない。

（酒類飲料等）

第七十條 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

（身体障害）

第七十一條 航空機乗組員は、第三十二條の身体検査基準に適合しなくなつたときは、第三十三條の航空機乗組員免許の有効期間内であっても、その航空業務を行つてはならない。

（機長の路線資格）

第七十二條 定期航空運送事業の用に供する航空機の機長は、路線ごとに運輸省令で定める当該路線における航空機の操縦の経験及び当該路線についての知識を有する者でなければならない。

（機長の権限）

第七十三條 機長は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。

（危険の場合の措置）

第七十四條 機長は、航空機又は旅客の危険が生じた場合又は危険が生ずるおそれがあると認める場合は、航空機内にある旅客に対し、避難の方法その他安全のため必要な事項について命令をすることが出来る。

生ずるおそれがあると認める場合は、航空機内にある旅客に対し、避難の方法その他安全のため必要な事項について命令をすることが出来る。

第七十五條 機長は、航空機の航行中、その航空機に急迫した危険が生じた場合には、旅客の救助及び地上又は水上の人又は物件に対する危険の防止に必要な手段を盡し、且つ、旅客その他の航空機内にある者を去らせた後でなければ、自己の指揮する航空機を去つてはならない。

（報告の義務）

第七十六條 機長は、左に掲げる事故が発生した場合には、運輸省令で定めるところにより航空庁長官にその旨を報告しなければならない。但し、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

一 航空機の墜落、衝突、火災その他の航空機の事故

二 航空機による人の死傷又は物件の損壊

三 航空機内にある者の死亡又は行方不明

二 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを知つたときは、無線電信又は無線電話により知つたときを除いて、運輸省令で定めるところにより航空庁長官にその旨を報告しなければならない。

（運輸管理者）

第七十七條 定期航空運送事業の用に供する航空機は、その機長が、第二百二條第一項の定期航空運送事業

業者の置く運輸管理者の承認を受けなければ、出発し、又はその飛行計画を変更してはならない。

第七十八條 前條の運輸管理者は、航空庁長官の行う運輸管理者技能検定に合格した者でなければならぬ。

2 運輸管理者技能検定は、申請者が前條の業務を行うために必要な航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識及び技能を有するかどうかを判定するために、行つ。

3 運輸管理者技能検定は、運輸省令で定める年齢及び航空機の運航に関する経験を有する者でなければ、受けることができない。

4 第二十七條、第二十九條及び第三十條の規定は、運輸管理者技能検定に準用する。

5 運輸管理者技能検定の申請手続その他の実施細目は、運輸省令で定める。

（離着陸の場所）

第七十九條 航空機（運輸省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合においては、航空庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

（飛行の禁止区域）

第八十條 航空機は、運輸省令で定める航空機の飛行に危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、航空庁

長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第八十一條 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して運輸省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

（巡航高度）

第八十二條 航空機は、地表又は水面から、有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上の高度で巡航する場合には、運輸省令で定める高度で飛行しなければならない。

（航空機の衝突予防）

第八十三條 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防するため進路及び速度について運輸省令で定める方法に従ひ、航行しなければならない。

（編隊飛行）

第八十四條 航空運送事業の用に供する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければ、編隊で飛行してはならない。

2 航空機は、編隊で飛行する場合には、その機長は、これを行う前に、編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他運輸省令で定める事項について打合せをしなければならない。

（粗暴な操縦の禁止）

第八十五條 航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、そ

長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第八十一條 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して運輸省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

（巡航高度）

第八十二條 航空機は、地表又は水面から、有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上の高度で巡航する場合には、運輸省令で定める高度で飛行しなければならない。

（航空機の衝突予防）

第八十三條 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防するため進路及び速度について運輸省令で定める方法に従ひ、航行しなければならない。

（編隊飛行）

第八十四條 航空運送事業の用に供する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければ、編隊で飛行してはならない。

2 航空機は、編隊で飛行する場合には、その機長は、これを行う前に、編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他運輸省令で定める事項について打合せをしなければならない。

（粗暴な操縦の禁止）

第八十五條 航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、そ

の他他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六條 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を與へ、又は他の物件を損傷するおそれのある物件を運輸省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

(曲技飛行)

第九十一條 航空機は、左に掲げる空域以外の空域で運輸省令で定める高さ以上の空域において行つてはならない。且つ、飛行視程が五キロメートル以上ある場合でなければ、宙返り、横転その他の曲技飛行を行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

二 航空路

三 航空交通管制圏

(操縦練習の実施)

第九十二條 第三十五條第一項の許可を受けた者は、航空機の操縦の練習を行つた場合は、第三十四條第二項の操縦教育証明を受けた者の監督の下に行わなければならない。

(操縦練習等の場所)

第九十三條 前條の航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行は、航空交通管制圏又は航空交通管制圏において行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(有視界飛行状態における飛行)

第九十四條 航空機は、有視界飛行状態においては、計器飛行を行つてはならない。

(計器飛行状態における飛行)

第九十五條 航空機は、定期運送用操縦士若しくは上級事業用操縦士

の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格の技能証明を有する者で計器飛行証明を受けたものが操縦するものでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(航空交通の指示)

第九十六條 航空機は、航空交通管制圏又は航空交通管制圏において、航空庁長官が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について與える指示に従つて飛行しなければならない。

(飛行計画及びその承認)

第九十七條 航空機は、計器飛行状態において、航空交通管制圏内の飛行場から出発し、又は航空交通管制圏若しくは航空交通管制圏を飛行しようとするときは、運輸省令で定めるところにより航空庁長官に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様である。

2 前項の飛行計画の承認を受けた航空機は、前條の航空庁長官の指示に従うの外、飛行計画に従つて航行しなければならない。但し、通信機の故障があつた場合において運輸省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

3 第一項の飛行計画の承認を受けた航空機は、航空交通管制圏又は航空交通管制圏において航行している間は、運輸省令で定める方法

に従つて航空交通に関する航空庁長官の指示を聴取し、及び航空庁長官に当該航空機の位置、飛行状態その他運輸省令で定める事項を通報しなければならない。

(到着の通知)

第九十八條 前條の飛行計画の承認を受けた航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定めた飛行を終つたときは、遅滞なく航空庁長官にその旨を通知しなければならない。

(着陸帯の立入の禁止)

第九十九條 何人も、みだりに着陸帯に立ち入つてはならない。

第七章 航空運送事業等

(免許)

第一百條 定期航空運送事業を経営しようとする者は、路線ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、申請書に事業計画(航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画をいう。以下同じ。)、事業収支見積、運輸開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第一百一條 運輸大臣は、前條の免許の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該事業の開始が公衆の利用に適合するものであること。

二 当該事業の開始によつて当該路線における航空輸送力が航空輸送需要に対し、著しく供給過剰にならないこと。

三 当該事業が航空保安上適當な事業計画を有するものであること。

四 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 申請者が左に掲げる者に該当するものではないこと。

イ 第四條第一項各号に掲げる者

ロ 定期航空運送事業、不定期航空運送事業又は航空機使用事業の免許の取消を取り、その取消の日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して禁、以上の刑に処せられて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 法人であつて、その役員がロ又はハの一に該当するもの

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、定期航空運送事業の免許をしなければならない。

(運輸開始前の検査)

第一百二條 前條第一項の免許を受けた者(以下「定期航空運送事業者」という。)は、当該免許に係る事業の用に供する航空機その他の施設について航空庁長官の検査を

受け、これに合格しなければ、運輸を開始してはならない。

2 航空庁長官は、前項の検査の結果、当該施設によつて定期航空運送事業者がこの法律及び事業計画に従う事務を行うことができることを認めるときは、これを合格としなければならぬ。

(運輸開始義務)

第二百三條 定期航空運送事業者は、免許の申請書に記載した期日に運輸を開始しなければならぬ。但し、運輸大臣にあらかじめ届け出た場合においては、当該期日前に運輸を開始することを妨げない。

2 天災その他やむを得ない事由により、前項本文の期日に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請によりその期日に延期することができる。

(運輸規程及び整備規程の認可)

第二百四條 定期航空運送事業者は、運輸省令で定める航空機の運輸及び整備に関する事項について運輸規程及び整備規程を定め、航空庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

2 航空庁長官は、前項の運輸規程又は整備規程が運輸省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしななければならない。

(運賃及び料金の認可)

第二百五條 定期航空運送事業者は、旅客及び貨物（郵便物を除く）の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならぬ。

一 能率的な経営の下における当該事業の適正な経費に適正な利潤を含めたものの範囲をこえることとならぬこと。

二 当該事業の提供するサービスの性質が考慮されているものであること。

三 特定の旅客又は荷主に對し、不当な差別的取扱をするものでないこと。

四 旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがないものであること。

五 他の航空運送事業者との間に、不当な競争をひき起すこととなるおそれがないものであること。

(運送約款の認可)

第二百六條 定期航空運送事業者は、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならぬ。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が定められていること。

(運賃及び料金等の揭示)

第二百七條 定期航空運送事業者は、

運賃及び料金並びに運送約款を營業所その他の事業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(事業計画)

第二百八條 定期航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 運輸大臣は、定期航空運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該定期航空運送事業者に對し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

第二百九條 定期航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第二百一條（第一項第五号に係るものを除く。）の規定は、前項の認可について準用する。

(運輸に関する協定)

第二百十條 定期航空運送事業者は、他の運送事業者と連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

2 運輸大臣は、当該協定が公衆の利便を増進するものであるときは、前項の認可をしななければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二百十一條 前條第一項の認可を受けて行つた行為には、私的独占

占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適用しない。但し、不正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃又は料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

(事業改善の命令)

第二百十二條 運輸大臣は、定期航空運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、当該定期航空運送事業者に對し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運賃、料金又は運送約款を変更すること。

三 航空機その他の施設を改善すること。

四 航空事故により支拂うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(名義の利用、事業の貸渡等)

第二百十三條 定期航空運送事業者は、その名義を他人に定期航空運送事業のため利用させてはならない。

2 定期航空運送事業者は、事業の貸渡その他いかなる方法をもつてするかを問はず、定期航空運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

(事業の譲渡及び譲受)

第二百十四條 定期航空運送事業者が当該定期航空運送事業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について運

輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第二百一條の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の合併)

第二百十五條 定期航空運送事業者たる法人の合併の場合（定期航空運送事業者たる法人と定期航空運送事業者でない法人が合併する場合において、定期航空運送事業者たる法人が存続するときを除く。）において当該合併について運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第二百一條の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第二百十六條 定期航空運送事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた事業を承継すべき一人の相続人）は、被相続人たる定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の相続人は、被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければならない旨の処分があつた場合において、その日以降についても同様である。

3 第百一條の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止)

第百十七條 定期航空運送事業者は、その事業を休止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

3 第一項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

(事業の廃止)

第百十八條 定期航空運送事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び免許の取消)

第百十九條 運輸大臣は、定期航空運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
二 正当な理由がないのにこの章の規定により認可を受けた事項を実施しないとき。

(免許の失効)

第百二十條 定期航空運送事業者が第四條第一項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その者に係る第百條第一項の免許は、効力を失ふ。

(不定期航空運送事業)
第百二十一條 不定期航空運送事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百條第二項及び第三項並びに第百一條(第一項第一号及び第二号に係るものを除く)の規定は、前項の免許について準用する。

第百二十二條 第百二條、第百四條から第百六條まで及び第百八條から第百二十條までの規定(第百十四條第二項、第百十五條第二項又は第百十六條第三項中第百一條第一項第一号及び第二号の準用に係るものを除く)は、不定期航空運送事業に準用する。

2 第三十條第二項の規定は、前項において準用する第百十九條の規定による事業の停止又は免許の取消の場合に準用する。

(航空機使用事業)
第百二十三條 航空機使用事業を経営しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百條第二項及び第三項並びに第百一條(第一項第一号及び第二号に係るものを除く)の規定は、前項の免許について準用する。

第百二十四條 第百二條、第百八條、第百九條、第百十二條(第二号に係るものを除く)、第百十三條から第百十六條まで(第百十四條第二項、第百十五條第二項又は第百十六條第三項中第百一條第一項第一号及び第二号の準用に係るものを除く)、第百十八條から第百二十條まで及び第百二十二條第二項

の規定は、航空機使用事業に準用する。

2 前條第一項の免許を受けた者は、その事業を休止したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(免許等の条件)

第百二十五條 この章に規定する免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができない。

2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、当該航空運送事業者又は航空機使用事業者が不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第八章 外国航空機

(外国航空機の航行)

第百二十六條 国際民間航空条約の締約国たる外国(以下単に「締約国」という)の国籍を有する人又は締約国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(第百二十九條の許可を受けて旅客又は貨物の運送の事業を経営する者(以下「外国人国際航空運送事業者」という)の当該事業の用に供する航空機を除く)は、左に掲げる航行を行う場合において、その上空を航行することが危険な区域として運輸省令で定める区域の上空を航行しようとするときは、航空庁長官の許可を受けなければならない。

一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行

二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行
三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行

2 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、締約国以外の外国の国籍を有する人又は締約国以外の外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く)は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、航空庁長官の許可を受けなければならない。

3 軍、税関又は警察の業務に用いる航空機は、前二項の規定の適用については、国の使用する航空機とみなす。

4 第一項及び第二項の航空機は、第一項各号に掲げる航行を行う場合において航空庁長官の要求があつたときは、遅滞なくその指定する飛行場に着陸しなければならない。

(外国航空機の国内使用)
第百二十七條 外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外国の国籍を有する人又は外国の法令に基いて設立された法人その他の団体の使用する航空機(外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く)は、本邦内の各地間において航空の用に供してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(軍需品輸送の禁止)
第百二十八條 外国の国籍を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けなければならない。第百二十六條第一項各号に掲げる航行により運輸省令で定める軍需品を輸送してはならない。

(外国人国際航空運送事業)
第百二十九條 第百條第一項及び第百二十一條第一項の規定にかかわらず、第四條第一項各号に掲げる者は、運輸大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第百二十六條第一項各号に掲げる航行(これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む)により旅客又は貨物を運送する事業を経営することができる。

(外国人国内航空運送の禁止)
第百三十條 第百二十七條但書の許可に係る航空機又は外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

航空機は、航空庁長官の許可を受けなければならない。第百二十六條第一項各号に掲げる航行により運輸省令で定める軍需品を輸送してはならない。

(証明書等の承認)
第百三十一條 左に掲げる航空機の耐空性及びその航空機の航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証明書その他の文書は、第十一條第二十條第二十八條第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第五十九條、第六十五條から第六十七條まで又は第九十五條の規定の適用については、運輸省令で定めるところにより、第六條の航空機登録証明書、第十條第一

項の規定による耐空証明、同條第五項の耐空証明書、第二十條第一項の規定による検査の合格、第二十二條第一項の規定による技能証明若しくは同條第二項の規定による航空機乗組員免許、第二十三條の技能証明書、第三十一條第二項の航空免状又は第三十四條第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

一 第二百二十六條第一項各号に掲げる航行を行う同項及び同條第二項の航空機
二 第二百二十七條但書の許可に係る航空機であつて政令で定めるもの
三 外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機
第九章 雜則

（事故調査）
第二百三十二條 航空庁長官は、第七

十六條第一項各号に掲げる事故があつたときは、遅滞なくその原因について調査しなければならない。

2 航空庁長官は、前項の調査のため、事故に係る航空機の使用者若しくは航空機乗組員、事故の救助に當つた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事故の現場に立ち入り、航空機その他の物件を検査させることができる。
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（航空運送代理店業務等の届出）
第二百三十三條 航空運送代理店業務

（航空運送事業者のために航空機による運送の契約の締結の代理を行う事業をいう。以下同じ。）又は航空運送取扱業（自己の名において航空機による運送の取次を行う事業をいう。以下同じ。）を営むしようとする者は、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 航空運送代理店業務又は航空運送取扱業を営む者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
（報告徴収及び立入検査）
第二百三十四條 航空庁長官は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、左の各号に掲げる者に対し、航空機若しくは整備品の

整備、改造若しくは製造、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、航空運送代理店業務又は航空運送取扱業に關し報告を求めることができる。

一 航空機又は整備品の整備、改造又は製造をする者
二 飛行場又は航空保安施設の設置者
三 航空従事者
四 航空運送事業又は航空機使用事業を営む者
五 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
六 航空運送代理店業務又は航空運送取扱業を営む者
航空庁長官は、この法律の施行を確保するため必要があるとき

は、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、飛行場、航空保安施設を設置する場所、飛行場若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第二百三十二條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（手数料の納付）
第二百三十五條 左の表の上欄に掲げる者（国を除く。）は、それぞれ、同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手料を納めなければならない。

納めなければならない者	金 額
一 第十條第一項の耐空証明を申請する者	八万一千四百円
二 第十二條第一項の型式証明を申請する者	四万八千四百円
三 第十六條第一項の修理改造検査を受ける者	八千七百円
四 第十七條第一項の予備品証明を申請する者	一万一千三百円
五 第二十條第二項の検査を受けようとする者	八千七百円
六 第二十二條第一項の技能証明を申請する者	五百円。但し、実地試験に航空機の航行を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、五百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額三百円
七 第二十二條第二項の航空機乗組員免許を申請する者	三百円
八 第三十四條第一項の計器飛行証明又は	四百円。但し、実地試験に航空機の航行を

同條第二項の操縦教育証明を申請する者	行方場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、四百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
九 第三十五條の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者	三百円
十 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空免状又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者	百円
十一 第三十八條第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者	一万九千五百円
十二 飛行場について第四十二條第一項の完成検査を受けようとする者	七万五千円
十三 航空保安施設について第四十二條第一項の完成検査を受けようとする者	三万八千円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空庁の航空機を使用するときは、三万八千円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額
十四 飛行場について第四十三條第二項の	七万五千円

規定により準用する第四十二條第一項の検査を受けようとする者

十五 航空保安施設について第四十三條第二項の規定により準用する第四十二條第一項の検査を受けようとする者

十六 第四十四條第四項の検査を受けようとする者

十七 第四十五條第二項の規定により準用する第四十四條第四項の検査を受けようとする者

三万八千八百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空機の航空機を使用するときは、三万八千八百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

一万五千六百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空機の航空機を使用するときは、一万五千六百円の範囲

十八 飛行場について第四十七條第二項の検査を受ける者

十九 航空保安施設について第四十七條第二項の検査を受ける者

内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

一万五千六百円。但し、航空機を使用して検査を行う場合であつて、航空機の航空機を使用するときは、一万五千六百円の範囲内で政令で定める金額に政令で定める金額を加算した額

(運輸審議会への諮問)

第三百三十六條 運輸大臣は、左に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会(昭和二十四年法律

第五十七條)第五條の運輸審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならぬ。

一 第四百條第一項の規定による定期航空運送事業の免許

二 第四百五條第一項の規定による定期航空運送事業の運賃及び料金

三 第四百十二條の規定による定期航空運送事業の運賃又は料金の変更の命令

四 第四百十四條第一項の規定による定期航空運送事業の譲渡及び譲受の認可

五 第四百十五條第一項の規定による定期航空運送事業者たる法人の合併の認可

六 第四百十九條の規定による定期航空運送事業の免許の取消又は事業の停止

(訴訟)

第三百三十七條 この法律の規定により

る行政官庁の処分不服がある者は、運輸大臣に訴願をすることが出来る。

第十章 罰則

(航空の危険を生じさせる等の罪) 第三百三十八條 飛行場の設備若しくは航空保安施設を損壊し、又はその他の方法で航空の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

第三百三十九條 航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは没失させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 前條の罪を犯し、よつて航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは没失させ、又は破壊した者については、前項の例による。

第三百四十條 前條の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役に処する。

第三百四十一條 第三百三十八條及び第三百三十九條第一項の未遂罪は、これを罰する。

險を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは没失させ、若しくは破壊した者は、十萬円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は十萬円以下の罰金に処する。

(航空証明を受けない航空機の使用等の罪)

第四百四十三條 航空機の使用が左の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條の規定に違反して、航空証明を受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十六條第一項の規定に違反して、同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九條の規定に違反して、同條の規定による確認をしないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

したとき。

(無表示等の罪) 第四百四十四條 航空機の使用が、第五十七條の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、一年以下の懲役又は五萬円以下の罰金に処する。

(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪) 第四百四十五條 航空機の使用が左の各号の一に該当するときは、十萬円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項の規定に違反して、同項の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで、航空機に装備する指定無線通信機器を使用したとき。

二 第五十八條第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。

三 第五十八條第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

四 第五十九條の規定に違反したとき。

て、所定の書類を備え付けず、航空機を航空の用に供したとき。

五 第六十條の規定に違反して、無線設備を設置しないで、航空機を航空の用に供したとき。

六 第六十一條の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。

七 第六十二條の規定に違反して、特別の装置を装備しないで、特別の飛行を行つたとき。

八 第六十三條の規定に違反して、所定の燃料を携行させないで、航空機を出発させたとき。

九 第六十四條の規定に違反して、航空機を灯火で表示しなかつたとき。

十 第六十五條第一項若しくは第二項又は第六十六條第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。

十一 第六十八條の規定に違反して、航空機乗組員を航空機の運航に従事させたとき。

十二 第七十六條第一項但書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	する者は、十万円以下の罰金に処する。	三 第五十三條の規定に違反して、航空保安施設をよごし、損傷し、その他その機能をそこなうおそれのある行為をした者	第五百五十二條 機長が第七十五條の規定に違反して、自己の指揮する航空機を去つたときは、五年以下の懲役に処する。	て、計器飛行状態において航空機を運航したとき。
十三 第八十六條第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。	一 第四十二條第四項（第四十三條第二項又は第四十四條第五項（第四十五條第二項）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、飛行場又は航空保安施設の供用を開始した者	四 第六十七條第一項（第三十五條第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空免状又は航空機操縦練習許可書を携帯しない者、その航空業務を行つた者	第五百五十三條 機長が左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。	八 第九十六條の規定による指示に従わないで、航空機を運航したとき。
十四 第八十七條第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。	二 第四十四條第一項の規定に違反して、許可を受けずに飛行場の供用を休止し、又は廃止した者	五 第六十九條の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行つた者	一 第七十六條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	九 第九十七條第一項の規定により承認を受けてなければならぬ事項を承認を受けずにしたとき。
十五 第八十八條の規定に違反して、航空機に物件の曳航をさせぬとき。	三 第四十五條第一項の規定に違反して、届出をしないで航空保安施設の供用を休止し、又は廃止した者	六 第八十六條第二項の規定に違反して、航空機内に同條第一項の物件を持ち込んだ者	二 第七十七條の規定に違反して、航空機を出発させ、又は飛行計画を変更したとき。	十 第九十七條第二項の規定に違反して、飛行計画に従わないで、航空機を運航したとき。
十六 第二百二十七條の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。	（所定の資格を有しないで航空業務を行つた等の罪）	七 第八十九條の規定に違反して、航空機から物件を投下した者	四 第九十八條の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。	十一 第九十七條第三項の規定による聴取若しくは通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。
（飛行場又は航空保安施設の設置等に関する罪）	第二百四十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。	八 第九十條の規定に違反して、航空機から落下し、又は降下した者	第五百五十四條 航空機乗組員が左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。	十二 第二百二十六條第一項又は第二項の規定に違反して、許可を受けずに航空機を運航したとき。
第二百四十六條 第三十八條第一項の規定に違反して、許可を受けずに飛行場を設置した者は、三十万円以下の罰金に処する。	一 第二十八條第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範圍の欄に掲げる行為を行つた者	九 第九十二條の規定に違反して、航空機の操縦の練習を行つた者	二 第八十條から第八十三條までの規定に違反して、航空機を運航したとき。	十三 第二百二十六條第四項の規定による着陸の要求に従わなかつたとき。
第二百四十三條第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。	二 第七十條の規定に違反して、その航空業務に従事した者	十 第九十三條の規定に違反して、航空交通管制区又は航空交通管制圏において、航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行を行つた者	三 第八十四條第一項の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。	（航空運送事業者等の業務に関する罪）
第二百四十七條 第三十八條第一項の規定に違反して、許可を受けずに航空保安施設を設置した者は、十万円以下の罰金に処する。	一 第三十四條第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行又は操縦の教育をした者	十一 第九十九條の規定に違反して、着陸帯に立ち上つた者	四 第八十五條の規定に違反して、航空機を操縦したとき。	第五百五十五條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
第二百四十三條第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。	二 第四十九條第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者	（機長等の職務に関する罪）	五 第九十一條の規定に違反して、曲技飛行を行つたとき。	一 第一百條第一項、第二百一十一條第一項又は第二百二十三條第一項の規定による免許を受けてしな
第二百四十八條 左の各号の一に該当		第十 第九十九條の規定に違反して、着陸帯に立ち上つた者	六 第九十四條の規定に違反して、計器飛行を行つたとき。	

なければならない事項を免許を受けないでした者

二 第二百十三條第一項(第二百二十四條第一項又は第二百二十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させた者

三 第二百十三條第二項(第二百二十四條第一項又は第二百二十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において経営させた者

四 第二百二十九條の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

五 第二百三十條の規定に違反して、同條の航空機を運送の用に供した者

第二百五十六條 定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者又は航空機使用事業者が、第二百二條第一項(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けず、又はこれに合格しないで運航を開始したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第二百五十七條 定期航空運送事業者、不定期航空運送事業者又は航空機使用事業者が、左の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二百四條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む。)に規定する運航規程又は整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

二 第二百五條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、運賃又は料金を收受したとき。

三 第二百六條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む。)に規定する運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。

四 第二百八條第二項又は第二百二十二條(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

五 第二百九條第一項(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

六 第二百十條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、運輸に関する協定をしたとき。

七 第二百十七條第一項(第二百二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、許可を受けないで事業を休止したとき。

八 第二百十九條(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

(立入検査の拒否等の罪)
第二百五十八條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十七條第二項、第三百三十二條第二項又は第三百三十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二百三十二條第二項又は第三百三十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二百三十二條第二項の規定による資料の提出の求めに応じなかつた者

四 第二百三十四條第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(罰則規定)
第二百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二百四十四條から第二百四十八條まで、第五百五條及び第五百五十五條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

(過料)
第六十條 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百七條の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第二百十八條(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百六十一條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項、第五十五條第四項又は第二百三十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十四條第二項の規定による届出若しくは公表をせず、又は虚偽の届出若しくは公表をした者

第二百六十二條 第九條、第二十一條又は第三十六條の規定による命令の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、附則第十四項の規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

(経過規定)
2 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三百二十七号。以下「旧令」という。)は、同令附則第二項但書の規定を除き、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

3 この法律の施行の際現に旧令第二條第一項の免許を受けて国内航空運送事業を営んでいる者は、第二百六條第一項の規定にかかわらず、政令で定める日までは、次項の者が運航する航空機により旧令の免許に係る事業計画に従い、他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物を運送する事業を営むことができる。

4 この法律の施行の際現に旧令第二條の第三項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のため必要な航空機の運航をしている者は、第二百二十三條第一項の規定にかかわらず、前項の政令で定める日まで、同項の者のために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行ふ事業を営むことができる。

5 旧令第二條の四から第八條まで、第十條及び第十一條の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、なお効力を有する。

6 第四項の者の使用する航空機は、第二百二十七條及び第二百三十條の規定の適用については、第二百二十七條但書の許可及び第二百三十條但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。

7 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第二百三十一條の規定の適用については、同條第二号の航空機及びその航空機の航空機乗組員とみなす。

8 外国人の国際航空運送事業に関する政令(昭和二十六年政令第三百三十三号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

9 この法律の施行の際現に前項の政令第三條第一項の免許を受けて国際航空運送事業を営んでゐる者(同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を含む。)のうち、日本国との平和條約第二十五條の連合国の法人その他の団体はこの法律の施行後四年間、連合国以外の国の法人その他の団体はこの法律の施行後一年間、第二百二十九條の許可を受けた者とみなす。但し、日本国と当該国との間に第二百二十六條第一項各号に掲げる航行により行つた航空運送事業に關し、協定が締結された場合において、その協定の効力発生の時以後については、この限りでない。

10 航空庁長官は、この法律の施行の際現に存する飛行場等その時に對し、航空庁長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項をこの法律の施行後、遅滞なく告示しなければならない。この法律の施行後六箇月以内に航空庁長官の設置する飛行場についても同様である。

11 第四十九條第一項及び第二項の規定は、前項の告示があつた飛行場について準用する。この場合において、第四十九條第一項中「第四十條」とあるのは、「附則第十項」と読み替へるものとする。

12 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第四條ノ二の次に次の一條を加える。

第四條ノ三 航空機ノ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ル納ムヘシ
一 新規登録 金千円
二 登録ノ變更 金三百円
三 登録ノ抹消 金五十円
航空機ノ噸數ハ自重噸數ニ依ル但シ一噸未満ノ噸數ハ一噸トシテ計算ス

13 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第六号の次に次の一号を加える。

七 航空法(昭和二十七年法律第百十條第一項行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表の運輸省の項中「航空庁」一、二〇九人を「航空計」二八、一九四八に改める。

15 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のように改める。

五十三 航空機の登録をすること。
五十四 航空機及びその整備品の証明及び検査をすること。
五十五 航空従事者に關する証明及び航空機乗組員免許をすること。

第四條第一項第五十五号の次に次の五号を加える。
五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。
五十七 航空路を指定すること。

五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行つる者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制圖を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與へること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれら事業の業務に關し、許可し、認可し、その他必要な命令をすること。

第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令
第六條第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止
第六條第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号の四に、第十一号の二を第十一号の

三に改め、第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 定期航空運送事業における法人の合併又は事業の譲渡及び譲受の認可
第三十八條第一項中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

航空 運輸大臣の諮問に應じて審議 航空に關する重要事項を會 調査審議すること。
第五十九條の二第二項を次のように改める。

航空庁は、航空に關する事務を行ふことを任務とする。
第五十九條の四中第一号から第八号までを次のように改める。

一 航空機の登録に關すること。
二 航空機の安全性に關すること。
三 航空機及びその整備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行つた自家修理及びこれに準ずるものに限る)に關すること。

四 航空機及びその整備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。
五 航空従事者に關する証明及び航空機乗組員免許に關すること。

六 航空機の操縦の練習の許可に關すること。
七 航空従事者の教育及び養成に關すること。

八 航空路の指定に關すること。
第五十九條の四中第九号を第十

七号とし、第八号の次に次の八号を加える。
九 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。
十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに關する許可その他の行為に關すること。

十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。
十二 航空交通の安全に關すること。

十三 航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可又は認可に關すること。
十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

十五 航空機の事故調査に關すること。
十六 航空庁の所掌に係る事務に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

第五十九條の五第一項の表を次のように改める。

種類 目的
航空保安 飛行場及び航空保安施設の安事務設置及び管理に關する業務を行ふこと。
航空機 航空機無線標識施設及び航空機無線通信施設の管理に關する業務を行ふこと。

16 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三條第十二号を次のように改める。
十二 航空法(昭和二十七年法

律第 号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に

供するもの
17 航空機の出入国等に関する政令

(昭和二十七年政令第六十五号)
は、廃止する。但し、この法律の

施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法

律の施行後も、なおその効力を有する。

別表

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 上級事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。
上級事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量一万三千六百五十キログラム以下の航空機の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量五千七百キログラム以下の航空機の操縦を行うこと(計器飛行状態の下において、有償の旅客の運送を行う運航を除く)。 五 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。
自家用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行うこと。 一 報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと(自己以外の者を同乗させない場合に限る)。 二 報酬を受けないで、機長として、航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者がその事業の用に供する航空機以外の航空機の操縦を行うこと。 三 機長以外の操縦者として無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。
一等航空士	航空機に乗り組んでその位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと。

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障協約に基づく行政協定の
実施に伴う航空法の特例に関する
法律

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障協約に基づく行政協定の
実施に伴う航空法の特例に関
する法律

1 日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障協約第三條に基づく行政
協定(以下単に「行政協定」とい
う。)第二條の規定により、合衆国

軍隊が使用する飛行場及び航空保
安施設については、航空法(昭和
二十七年法律第 号)第三十八
條第一項の規定は、適用しない。

2 行政協定第五條第一号に規定す
る合衆国によつて、合衆国のため
に又は合衆国の管理の下に、公の
目的で運航される航空機及びその

二等航空士	航空機に乗り組んで天測による以外の方法で航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと(航法上、地上物標又は航空保安施設の利用が完全でない飛行区間が千三百キロメートルをこえる航空機に乗り組んで行う場合を除く)。
航空機関士	航空機に乗り組んで発動機及び機体の取扱(操縦装置の操作を除く)を行うこと。
一等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第一級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行うこと。
二等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第二級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行うこと。
三等航空通信士	航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する航空級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行うこと。
一等航空整備士	整備(運輸省令で定める範囲の大修理を除く)をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空整備士	整備(運輸省令で定める範囲の大修理を除く)をした最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。
三等航空整備士	整備(運輸省令で定める範囲の大修理を除く)をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。
航空工場整備士	整備又は改造をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行うこと。

航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一條、第二十條第一項、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第二百六條第二項、第二百二十七條、第二百八條並びに第三百三十一條の規定は、適用しない。

3 前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第六章の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○村上国務大臣 まず航空法案の提案の理由をお聞き取り願いたいと存じます。

終戦後におけるわが国の航空活動は、連合国最高司令官の指令及び覚書によりまして、全面的に禁止されるに至り、わがくに昭和二十五年六月に発出された覚書に基いて、日本国内における航空運送事業の営業活動が許されているにすぎませんでした。昨年九月サンフランシスコにおいて締結された平和条約は、わが国の航空活動について何らの制限を附していませんので、同条約の効力発生の後においては、航空活動について全面的な自由が回復されることとなり、活発な航空活動が期待されるに至つた次第であります。

しかるところ、航空に関する現行法規としては、ただいま申し上げました日本国内における航空運送事業について、航空機の運航は外国航空会社

で行い、その営業面だけを日本側で行うという変則的な事業形態を規定している国内航空運送事業令と外国航空会社の日本への乗入れを片務的に認めた外国人の国際航空運送事業に関する政令の二つのボツダム政令があります。これらの政令は、今後の事態に適用するには、きわめて不適当かつ十分なものではありませんことは、説明を要しないところであります。

従いまして、平和条約の効力の発生の後に適用すべき航空に関する法規としては、現行の変則的な政令を廃止するとともに、新しい観点から航空活動の全般について、所要の規定を設ける必要があるわけでありまして、ここに航空法案を提案いたしました次第であります。

平和条約は、その第十三條の(c)項におきまして、日本国は、国際民間航空條約の加盟に先立つてこの條約の規定並びにこの條約の附屬書として採択されている標準方式及び手続を同條約の條項に従つて実施すべき旨を規定していますので、航空法案は、この規定の趣旨に従ひまして、航空機の耐空性に関する基準、航空従事者の資格、航空保安施設の設置及び管理の基準、航空機の運航の方法等の航空機の航行の安全をはかるための方法を定めまして、なお航空運送事業その他航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の健全な発達をはかるため必要な規定をこの法案の内容としたしてあります。

以上が本法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

なお引續いて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案を提出いたしました理由並びにその概要をお聞き取り願いたいと存じます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴ひまして、日本国に駐留する合衆国軍隊が使用する飛行場及び航空保安施設並びに航空機及びその乗組員につきましては、行政協定第二條、第三條及び第四條の規定によりまして、航空法の適用について特例を設ける必要が生じて参つた次第でございます。

この法律案は、かかる趣旨で立法したのでございまして、施設の使用方法は、その他具体的な実施細目につきましては、目下予備作業班航空分科委員会において協議を進めつつある次第でございます。

以上でこの法律案の提出理由の御説明を終ります。

○岡村委員長 両法案に対する質疑は、次会に行うことにいたします。

○坪内委員 この際大臣にお伺いしたいと思ひます。ただいま御説明になりました二法案に対する質問は次会だということでございますので、この点につきましては次会に譲りたいと思ひますが、私はこの際も星号事件の原因の点につきましてお尋ねいたしたい。約一箇月前に惨事があつたのも星号の事故につきましては、その後関係官庁におきまして、その原因の究明に當つて参つたと思ひますが、この原因いかんによつては、日本の航空界に重大なる影響を及ぼすという関係もございまして、私どもは重大

なる関心を有しているのでございませう。なおまた当委員会といたしましては、もく星号事件につきましては慎重にこれを取上げたのでございしますが、御承知のごとく今日の新聞によりますと、各有名新聞が「もく星号事件の原因は「わが国」といふ見出しのもとに、機体あるいは計器類の事故ではなく、これはまた機長の重大なる過失であつた」といふようなことが発表されているのであります。私もよく星号事件の原因究明にあたりました。これまでも慎重な態度で臨んだのでございしますが、新聞紙上に発表するのでございしますれば、その原因はすでにかつていふと思ひますが、当委員会においてなぜそつと原因を発表なさらないのか、さらにまたその原因が新聞紙上の報ずるがごとく究明できたといひますれば、その真相をこの際お伺ひたい。

○村上国務大臣 今日の新聞紙に掲載されてありますもく星号の事故原因につきましては御質問を受けまして、はなはだ恐縮に存する次第であります。実は航空庁として何ら正式に発表はいたしておらない。まだ正式に発表する段階に達しておらないのであります。しかしあの記事を読みますと、えらく真相よりかけ離れているようにも思ひなさいのであります。自然何らかの委員または関係事務員から漏れたのじやないかといふふうに私はそんなくいたしてはいるのであります。大体あつたやうな事柄が判明して来ましたが、十日ほど前のことであります。しかしながらなお極東空軍から提供を願う資料の提供がまだ願えない部分があるのであります。この資料の提供を督

促もし、実は鶴首して待つておるといふやうな次第であります。この貴重なかぎとも申すべき資料が提供されなければ、結論は出て来ないはずであります。今日までのところ、まだこの資料が委員会の手に入らないやうな次第であります。入りますれば、結論はさう日を要せずして出ることと思ひのであります。運輸大臣としても何らの報告をまだ受けておらないのであります。報告を受けましたら、もちろん責任を持つて発表しますし、もとより国会でこの点は第一に発表いたしますから、お聞きを願ひたいと考へておる次第であります。この事故の原因の探究といふことは、今後の航空事業に對し、また航空行政にとりまして、非常に重大なる示唆または基準を與えるものと期待をいたしておるのであります。非常に重視いたしておるにすぎない。実は公の資料の提供を待つておるやうな次第であります。

○坪内委員 もく星号事件のその後の原因究明のことにつきまして、大臣からお話のございましたが、大臣のお話によりますと、大体あの新聞に出ておるやうな記事は漏洩したのであらうといふやうなお話でございしますが、今日の新聞では、航空事故調査会といふものがもうまことにやかに、しかも具体的に、緻密に報告というか、発表みたいなかつこうになつておりますので、これは何かの手違いではないか、かやうに私は思ひのであります。しかもこの航空事故調査会の委員には、大庭長官もなつておられるのではないかと私は思ひのであります。この点について大庭長官からお話を承りたいといふことが第一点と、それから先ほど大

臣から航空法案外一案の提案理由の説
明がありましたが、これを審議するに
あたりまして、このもく星号事件の
原因の究明、原因が那邊にあつたか
ということがはつきりした後に、この航
空法案外一案の法律案を審議する。こ
れは非常に重大な関係がありますの
で、そういう形において私は進めて
行かなければならぬと思ひますから、
次の機会に、航空法案外一案を審議す
る前にその原因発表を当委員会であ
るかどうか、その点をもう一度お尋ね
し、その後委員長にこの扱いにつ
いて御相談したいと思ひます。

○村上周六大臣 御指摘の通りに大庭
長官は委員長をしておりますので、幸
い今日参つておりますので、大庭長官か
らその見込みについて直接お聞きを願
いたいと思ひます。

○大庭政府委員 先ほどのお尋ねの今
日の新聞の件でございますが、調査い
たしました結果は、二、三日前に全部
の資料を刷りものにしてまわした、
その刷りものにしてまわしたもので
から、一部がどうも抜けておるらしいの
でございます。判定の事実でなしに、
調査したその原因調査の資料が抜け
た、従つて相当こまかいものが漏れた
のでございまして、まことにこの点申
訳ないと存しておる次第であります。

それからあとの見込みの点でござい
ますが、今日も極東空軍に参りまして
いろいろ折衝いたしました、どうも
十分に折衝が遂げられないのでありま
す。政府としてこの際独自の発表
をするか、それとも政府から正式に申
し入れる、いずれかの方法をとしまし
て、最近のうちに発表するべく決定を

いたしたいと存しておる次第でありま
す。

○坪内委員 このもく星号の事故につ
いて知るといふことにつきましては、
これは全國民が最大の関心を寄せてい
るという事は申すまでもないことで
あります。そこでただいま大庭長官の
お話で承りました、先ほど航空
法案外一案の法律案の提案理由の説
明がございまして、この際委員長
は、この航空法案並びに一案について
は、もく星号事故という事について
も重大な関係がございまして、当委
員会といたしましてはそういう事故
の原因が那邊にあつたかという事を
承つて、また承るにいたしまして、
大体それに近いような報告を受けた後
に、これを審議するようにとりはから
つていただくよう、要望いたしておき
ます。

○江崎(一)委員 ただいま大臣のもく
星号の遺難に関する御答弁の中で、極
東空軍がこの事件の原因を解決するた
めのキー・ポイントを握つておる、この
資料がなければわからぬというやうな
答弁があつたが、一体それはどうい
うことなのか、概略でもつけようです
が、御説明願ひたい。

○村上周六大臣 私が申しました意味
は、大体事故の原因として調査する事
項が十あると仮定いたしますと、九つ
までは判明しておるが、残りの一つが
明確になれば全貌がはつきりする、こ
ういう意味でかきという言葉を使つた
次第であります。

○江崎(二)委員 その事項の十のうち
の九つの残りの一つ、それは一
体どういふことなのですか。

○村上周六大臣 御承知の通り羽田か

ら飛行機が飛び立つ前には、いつかも
申し述べました通りに、氣象図等を氣
象台の方から受取りまして、その氣象
図のかんがみで機長がコースを具体的に
地圖の上に線を入れる。かかる上に最
後にコントロール、これはジョンソ
ン・ベースにおられる極東空軍の技術
官であります、この方に届け出る。
そして出発の命令を受けて出発する、
こういう順序になるのであります。こ
のジョンソン・ベースにおられるコン
トローラーから、羽田を出発すれ
ば、コースとしては館山上空、それか
ら大島上空に行つて、西に向うとい
うコースははつきりしておるのであり
ますが、高度の問題であるのでありま
す。その高度に指示を與えられる、こ
ういふことになるのであります。羽田を
飛び立つて館山上空までという高さで
飛ぶ、館山上空では何フイートの高
度を保つ、それからさらに上昇して何
フイートに達するとか、とにかくその高
度について指示があるのでありますし
て、これをジョンソン・ベースのコン
トローラーから機長が命令を受ける、
しかし必ずしもこの命令に従わぬでも
よいのだという事も聞くのでありま
すから、命令とは言えないかもしれま
せんが、とにかくそういう指示はある
のであります。この指示をすると同
時に、タイプ・レコードにこれが入つて
来るのであります。そうして一定の指
示を與えた後は封印をして保存する、
こういうことになつておるやうであ
ります。このタイプ・レコードの提供を
希望いたしておるのでありますが、そ
れがまだ提供されない、こういうこと
なのであります。

○岡村委員 次に氣象業務法案を議
題とし、質疑を続けます。岡田五郎
君。

○岡田(五)委員 氣象業務法案につ
きましては、すでに同僚委員から詳細に
御質問がございましたので、私はごく簡
單に二つばかりお尋ね申し上げたいと
思ひます。

まず同法案の十一條によりますと、
氣象観測の結果または予報、警報の発
表については、放送機関、新聞社、通
信社、その他の報道機関の協力を求め
て、ただちにこれを発表し云々と書い
てあるのであります。この発表の形式
は大体きまつておるのであります。こ
うか。それからこの氣象の発表を見ま
すと、主として大新聞に限られてお
るやうであります、その協力を求めら
れる新聞社なり通信社その他の報道機
関の信用といふことが、販売数とか、
そういうやうなものを参考にされまし
て、御決定になつておるのかどうか、
この点をお尋ね申し上げたいと思ひま
す。それからもう一つは、この発表は
無料で発表させておられるのか、ある
いは掲載料金というやうなものをお役
所の方で拂つておられるのかどうか、
この点もお尋ね申し上げたいと思ひま
す。

○北村政府委員 最初のお尋ねでござ
いまして、発表の形式というものは大
体一定しております。その一定しまし
た形式を新聞社に伝達するわけであ
りますが、この場合には大体そういう方
面のニュースを提供して周知するの
趣旨でありますので、格別の支障がな
ければ協力をしていただく新聞社の全
体に対して提供をする、しかし東京の

ような非常に多いところであります
と、場合によると實際上の提供能力と
いいますか、そういう問題で若干の制
限をしなければならぬやうな事態が
あるかもしれないと存じております。
それから私どもの情報を発表してい
たのであります、当然無料で提供
する、こういうことになつております。

○岡田(五)委員 もう一つお尋ねいた
しますが、二十七條の氣象測器につ
いての検定であります、これは一品々々
全部御検定になつて、一品々々に検
証をおつけになつておるのでありま
すか、それとも抜き検査的にやられ
るのであります。かどうかという点と、
それから氣象台の検定に関する職員とい
いますか、検定官というやうなもの
は、どのくらいの人数がどういふや
うに配置されておるのか、その点もひ
つお尋ね申し上げたいと思ひます。

○北村政府委員 氣象測器の制度は確
実に保たなければならぬとせんために、
測器は一品ごとに精密なる検査をし
まして、一品ごとの検定証を發行するこ
とにしております。それから氣象台の
中には従前から検定のための工場を持
ちまして、検定の能力を相当持つてお
るわけでございますが、その人数は今
資料を持つておりませんが、正確な
ものは記憶しておりませんが、大体三
十人から四十人くらいではないかと思
ひます。

○岡田(五)委員 これらの計器の生産
業者に対する生産の監督という面まで
は、氣象台長は関與しておられないと
私は思ふのであります、その辺はど
うでございませうか。

○北村政府委員 お話の通り事業の監
督はやつておりません。

○岡田(五)委員 それからもう一つお尋ね申し上げたいのは、三十三條の手数料の問題でございますが、計器類の検定及び計器類の型式証明に對する手数料が、大体検定の場合は五千円以下、型式証明の場合は十萬円以下になつておるのをごいいます、手数料として型式証明について十萬円以下という、非常に多額のように考えるのであります、型式証明に要する手数料というものは、大体どの程度の煩瑣な手数料を要せられるのか、また実費并償という意味の手数料であると考えますので、はたして十萬円くらいなコストがこの型式証明に要するのであるかどうか、この点御説明願ひたいのであります。

○北村政府委員 三十三條の手数料に、検定の方は五千円以下と書いてありますけれども、現在におきましてたとえば現行の料金は温度計で五十円、水銀気圧計で三百円とか、この制限額は非常に高いのをごいいます、大体におきましては測器の価格の数パーセント以下にとどめたいというふうな方針で、あまり高いものをつつておりません。それから型式証明の場合に十萬円、これは非常にわくが高いように思ふのをごいいます、實際はそれぐの実費を計算するわけでございます。但し検定の場合は、個々の商品価値をこわさないという意味合いで、分解して検査をするということはございませぬけれども、型式証明の場合には完全に分解いたしました、精密な調査をいたしますので、普通の検定よりは非常に手数料のかかる場合が出て来るわけでございます。先ほど申し上げましたような測器は、比較的簡単な測器でござ

います、氣象測器の中には、たとえば地震計のような非常に複雑な大規模なものも入つて参りますので、そういうものを型式証明をする場合には、十萬円という金額を要するような場合もあり得るのではないかと申します。ただいままで型式証明はやつておりませんので、現行料金というものは申し上げられませぬ。

○江崎(一)委員 氣象観測業務について二、三お伺いをいたしたいと思ひます。定観測といふものをやつておりますが、あれは去年の九月から、たしかドル拂いでアメリカからその代価を受取ることになつておつたと思ひますが、その間の事情をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○北村政府委員 ただいまのお話は、定観測とマーカス島における氣象観測との話が、少し混同しておるのではないかと思ひますが、定観測の方は、今度の行政協定のわくに入つておる仕事でございまして、経費の分担の点につきましては、たゞいま日米合同委員会の氣象分科委員会でもつて折衝しておりますが、双方の見解が一致しないために、今のところ決定しておりません。マーカス島の經營につきましては、最初からドル拂いということになつておりました、これは定観測とは全然別個でございます。

○江崎(一)委員 マーカス島の観測は、去年の九月から今年の四月まで契約したようですが、その後はどうなつておりますか。

○北村政府委員 去年の九月から今年の四月までやりまして、ちよつと期限が切れるまじきになりましたから、なお三箇月だけの契約の延伸をいたし

ております。そうしてアメリカの會計年度の切れる時期までに、將來マーカス島の經營をどういふふう引受けるかという問題についての折衝をするというところになつて、現在同じ委員会では話し合ひをしておりますが、まだ結論が出ておりません。

○江崎(一)委員 このマーカス島の観測員の給與はどういうことになつておりますか。

○北村政府委員 大体一般の公務員と同じような給與でございますが、マーカス等に滞在しておる間、特別の出張旅費という形にしまして、手当が余分に付いておるわけでありまして、

○江崎(一)委員 去年の九月から今年の四月まで、アメリカから大体十六萬ドルくらいの支拂いがあるようですが、この勘定はどういうことになつておりますか。

○北村政府委員 これまでの支拂いは非常に遅れておりましたが、年度末までに二月ころまで支拂いを受けたと思ひますが、三月以降はまだ整理がついておりませんために、完全な請求ができませんわけでありまして、

○江崎(一)委員 マーカス島の観測員は、ドル拂いなのか、日本の會計年度で立てた予算から支拂われるのか、その点はどうですか。

○北村政府委員 一般會計の教育文化費の方で立てかえ拂ひといひますか、そこから一応支出しまして、別途一般會計の方にドルで支拂ひを受けて穴を埋めていただく、こういうかつこうであります。

○江崎(一)委員 今度の行政協定に基いて、日本がアメリカ駐留軍のために

受持つ氣象の業務の範圍はどのくらいになりますか。

○和邊政府委員 このたびの行政協定では、第八條に四項目がありまして、簡単に申しますと、氣象の観測、氣象の統計調査、氣象通信、地震及び津波の観測並びに通信、こういうふうになつております。最初の観測のところはX及びT点を含むとなつておりますことは御承知の通りであります。それらにつきましては、予備作業班の分科会で大体了解一致しまして、この間われわれの分科会としては、文句は一応両方で決定いたしました。ただ先ほど申し上げましたように、X及びT点の費用の分担だけが残つております。

○岡村委員 ほか質疑はありますか。——なければこれにて本案に對する質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十分散會